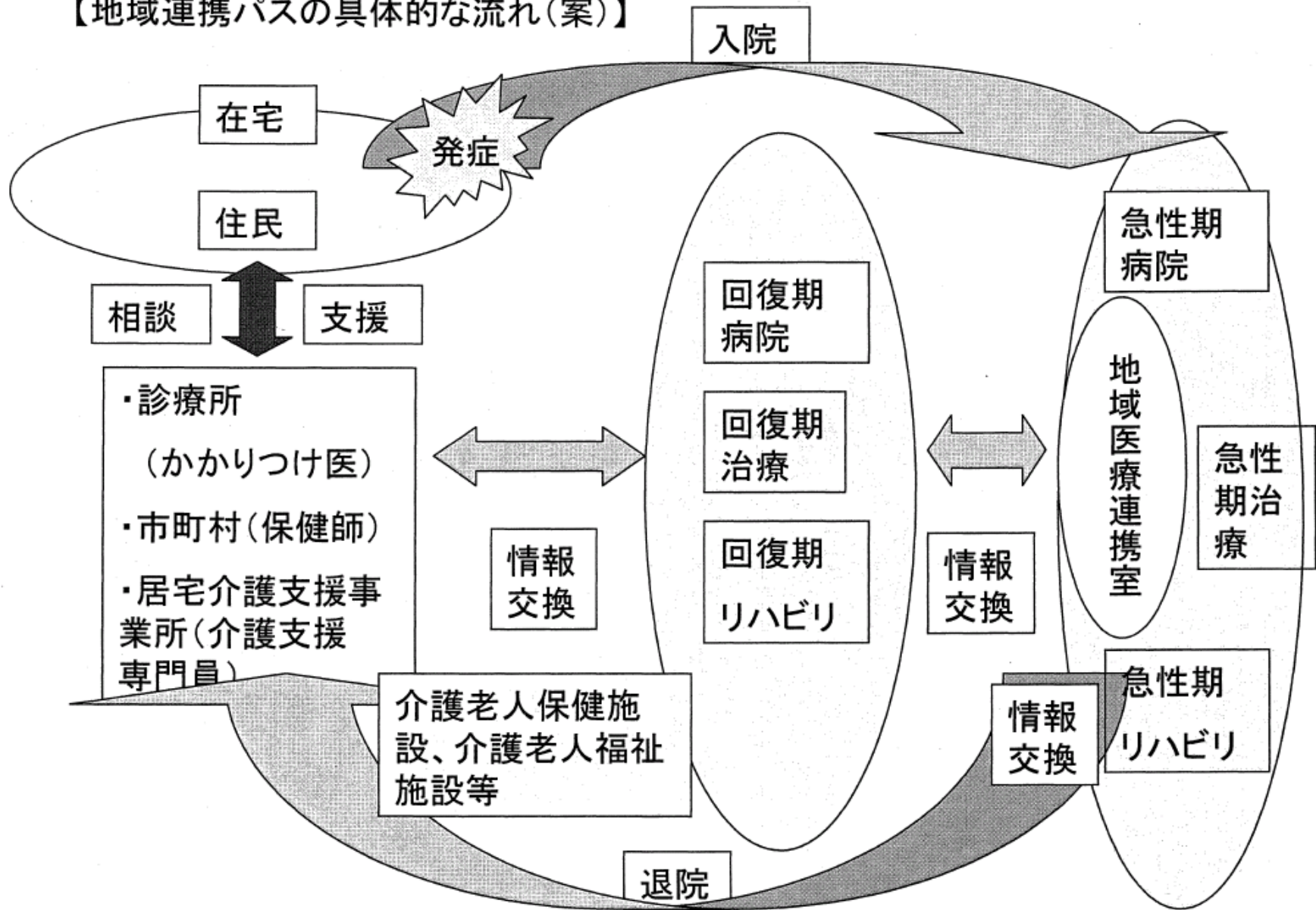
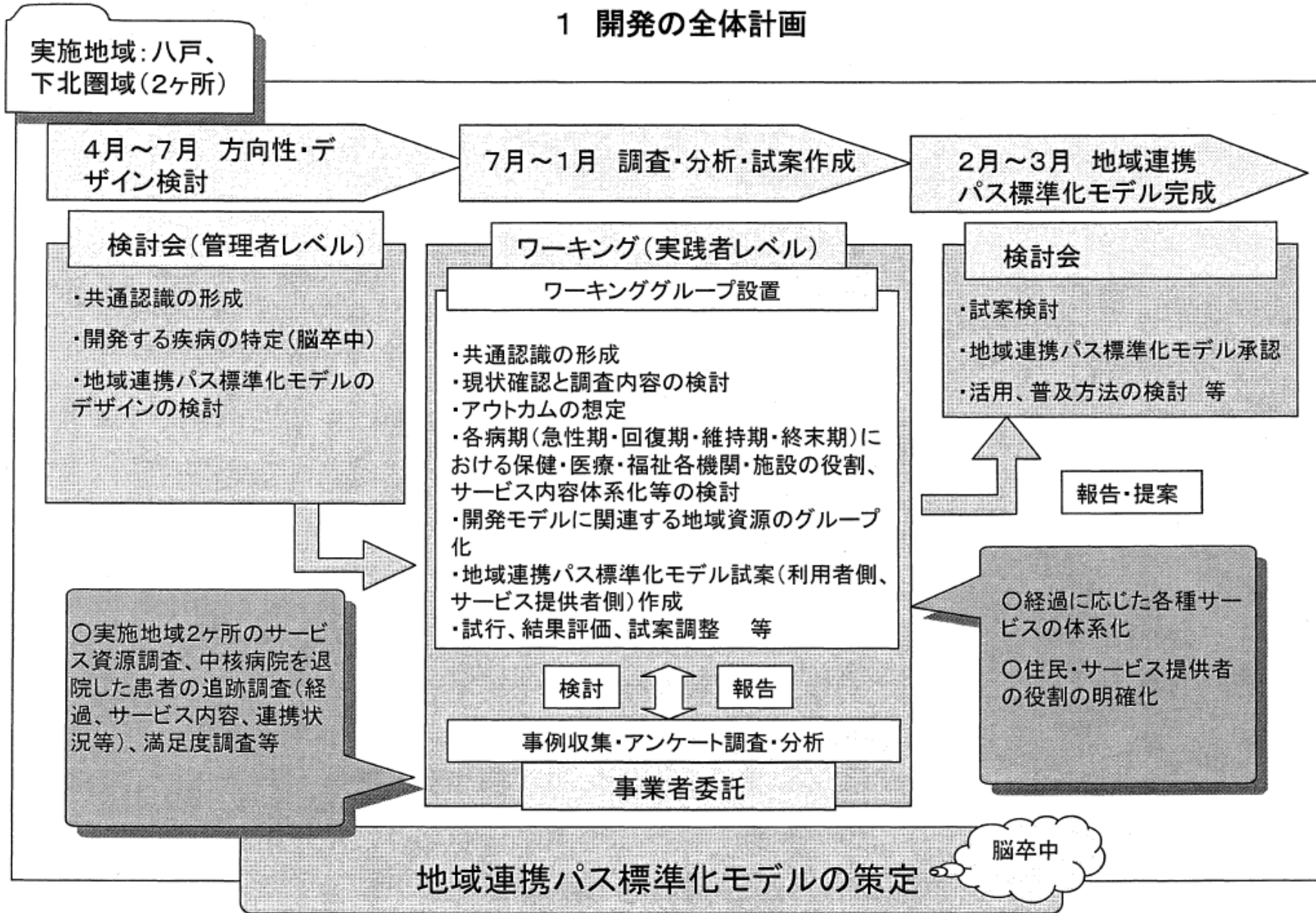


【地域連携パスの具体的な流れ(案)】

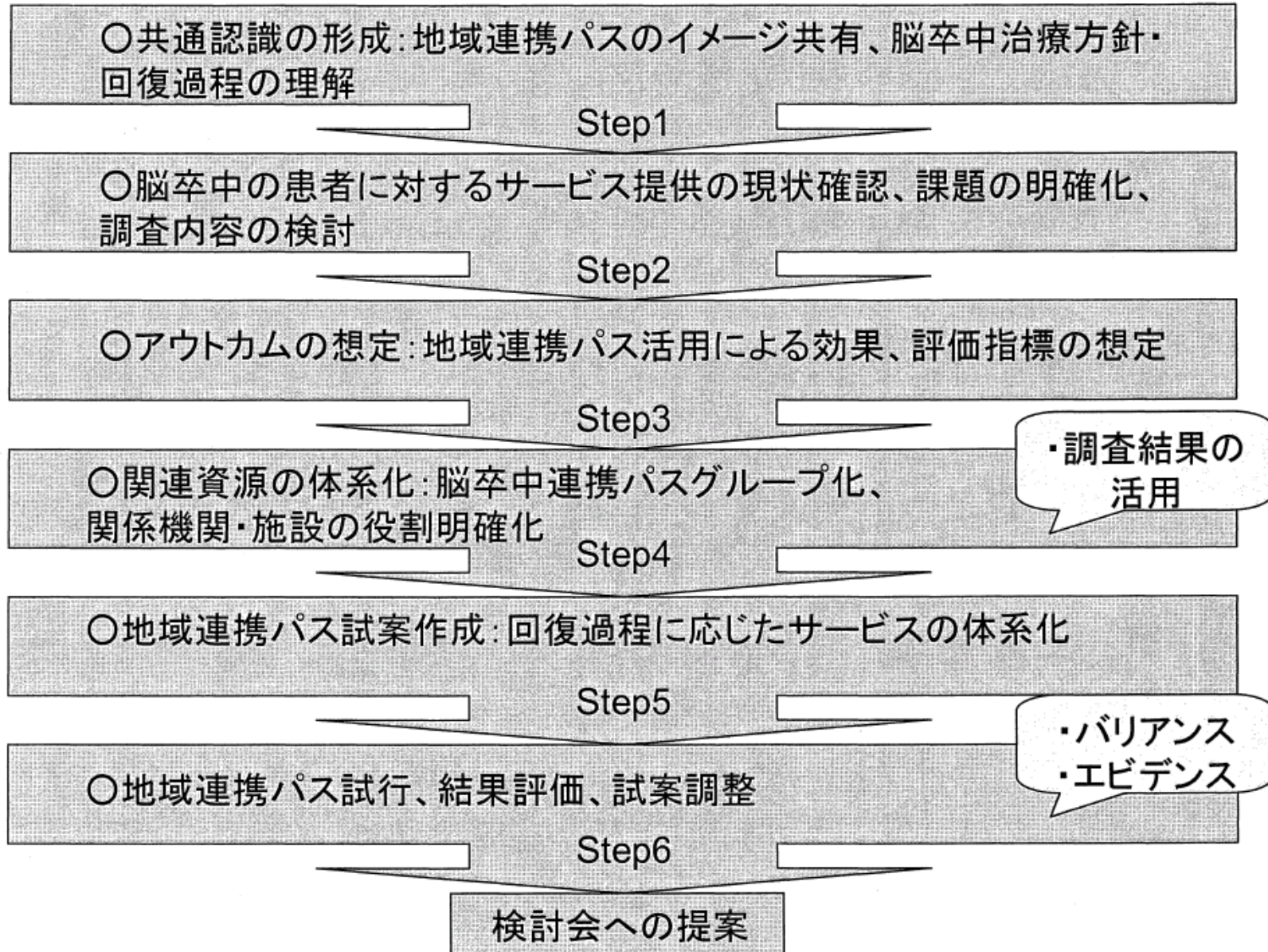


地域連携パス標準化モデルの開発方法(案)

1 開発の全体計画



2 地域連携パス標準化モデルの開発Step



青森県「地域連携パス標準化モデル」開発・普及事業実施要綱

(実施目的)

第1 この事業は、疾病別に病態・病期ごとの保健・医療・福祉関係者の役割分担やサービスの連携内容を定めた「地域連携パス標準化モデル」を開発し、全県的な普及を図ることにより、医療機関の利用者が安心して円滑に地域での生活にもどり、早期に社会復帰できるようにすることを目的として実施する。

(定義)

第2 「地域連携パス」とは、急性期から慢性期に至る医療機関の連携パス（医療連携クリティカルパス）を地域まで延長し、保健・福祉のサービスを連動させるものをいう。

(実施主体)

第3 青森県（以下、「県」という。）とする。

(実施地域)

第4 次の二次保健医療圏を対象として実施する。

- (1) 八戸地域保健医療圏
- (2) 下北地域保健医療圏

(実施方法)

第5 次に掲げる調査等を行うとともに、実施組織を設置し、適切かつ円滑に実施する。

- (1) 中核病院を退院した患者について、その後の経過、提供されたサービス内容、関係者の連携状況等に関する追跡調査
- (2) 関係機関に対するアンケート調査
- (3) その他、県が必要と認めた事項

(実施組織)

第6 各実施地域に次の組織を設置する。

- (1) 地域連携パス標準化モデル開発・普及検討会（以下、「検討会」という。）
- (2) 地域連携パス標準化モデル開発・普及ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）

(地域連携パス標準化モデル開発・普及検討会)

第7 検討会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 開発する地域連携パス標準化モデルの疾病の選定
- (2) 地域連携パス標準化モデルのデザインの検討
- (3) 地域連携パス標準化モデルの試案の検討
- (4) 地域連携パス標準化モデルの承認
- (5) 地域関係者の共通認識の形成に向けた関係団体、機関等との連絡調整
- (6) 普及・啓発に向けた検討
- (7) その他、検討会が必要と認めた事項

2 検討会の組織は、別に定める。

3 その他、検討会の運営については、別に定める。

(地域連携パス標準化モデル開発・普及ワーキンググループ)

第8 ワーキンググループは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 実態調査等の分析結果の活用
- (2) 各病期に応じた核種サービスの体系案の検討
- (3) 利用者・サービス提供者の役割案の検討
- (4) 試案作成と検討会への報告
- (5) 普及・啓発に向けた基盤整備の検討と検討会への提案
- (6) その他、ワーキンググループが必要と認めた事項

2 ワーキンググループが、第6に掲げる検討会委員から推薦を受けた者で構成する。

3 その他ワーキンググループの運営については、別に定める。

(個人情報保護)

第9 青森県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱う。

(その他)

第10 その他実施について必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年5月27日から施行する。